

平成24年度 第1回 学校給食浅科センター運営委員会 会議次第

日 時 平成24年 5月28日 (月)

午後0時30分 ~

場 所 浅科小学校・会議室

『 試 食 会 』

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 自己紹介

4. 平成24年度役員の選任について

5. 新会長あいさつ

6. 会議事項

(1) 平成24年度給食会計予算 (案) について

(2) 平成24年度給食実施内容 (案) について

(3) その他

7. 閉 会

平成24年度 佐久市学校給食浅科センター運営委員会出席者名簿

日時:平成24年 5月28日(月)

場所:浅科小学校・会議室

職 名	氏 名	備 考
浅科小学校長	淀 惠 子	出席(公務)
浅科中学校長	村 上 啓	出席(公務)
学校医代表	小 山 實	出 席
学校薬剤師代表	荻 原 訓 子	欠 席
浅科小学校PTA会長	北 原 公 行	欠 席
浅科中学校PTA会長	荻 原 則 夫	欠 席
佐久市教育委員会 学校教育部長	花 里 英 一	欠 席
事 務 局		
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食課長	丸 山 陽 造	出席(公務)
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食課企画幹	渡 辺 和 男	欠 席
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食浅科センター事業係長 (兼務)	小 泉 龍 人	出席(公務)
栄養士(県職)	小 林 康 子	出席(公務)
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食浅科センター事業係(臨 職)	佐 藤 智 英	出席(公務)

学校給食浅科センター運営委員会役員の詳細

年度	会 長	副 会 長	献立委員長	監 事	監 事
H17	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長	浅科小PTA会長
	渡辺 昭夫	中島 民夫	中島 民夫	金箱 泰	井出 昌幸
H18	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中PTA会長
	中島 民夫	渡辺 昭夫	渡辺 昭夫	渡辺 昭夫	高野 光晴
H19	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小PTA会長
	佐々木 誠一	平岡 洋明	平岡 洋明	平岡 洋明	土田 一仁
H20	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA副会長
	平岡 洋明	佐々木 誠一	佐々木 誠一	佐々木 誠一	山本 喜久雄
H21	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長
	佐々木 誠一	平岡 洋明	平岡 洋明	平岡 洋明	山浦 雄樹
H22	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA会長
	平岡 洋明	佐々木 誠一	佐々木 誠一	佐々木 誠一	山本 亮
H23	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長
	村上 啓	淀 恵子	淀 恵子	淀 恵子	中嶋 勝
H24	浅科小学校長	浅科中PTA会長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA会長
	淀 恵子	荻原 則夫	村上 啓	村上 啓	北原 公行
H25					

※ 平成17年度は、監事3名で浅科中学校長が兼務。

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食白田センター	佐久市田口6450番地	白田中学校、白田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなけ

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認められた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成24年度佐久市学校給食浅科センター給食会計予算(案)

平成24年度佐久市学校給食浅科センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,315,000円と定める。

平成24年 5月28日 提出

佐久市教育委員会
学校給食課長 丸山 陽造

平成24年5月28日

平成24年度 学校給食の実施内容(案)

(学校給食の意義)

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成と好ましい人間関係の育成など、児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

1 給食の運営目標

- ① 安全で安心して食べられる給食
- ② 栄養バランスのとれたおいしい給食
- ③ 衛生管理の徹底
- ④ 食に関する教育

2 献立方針

- ① 児童生徒の健康増進に役立つ食事内容とする。
 - ・ 栄養量の基準は、文部科学省の基準に準拠し、対象児童生徒の体位体格等に配慮する。特に、脂肪の摂取過剰と食物繊維、カルシウム、鉄分の不足に注意する。
 - ・ 食品構成については文部科学省の基準を参考に、実態に見合うものとする。
- ② 児童生徒の学校生活の様子や学校行事に配慮し、行事食、旬の食材も取り入れ、子ども達の楽しみとなるような、また季節感のある献立とする。
 - ・ クラスの希望献立、バイキング給食(小学校6年生)を実施する。
- ③ 使用する食材は、青果物は生産地、加工食品は消費期限、原材料等が明確なものを選択する。
 - ・ 地元野菜の生産期には積極的に利用し、地域食材を活用した献立の工夫をする。
- ④ 献立作成
 - ・ 基本は小、中同一とする。
 - ・ 献立は栄養士が原案を作成し、センター職員内での検討を経て献立会議に提案する。
 - ・ 献立会議は年に2～3回開催

メンバー : 献立委員会長、小中学校給食主任、小中学校PTA副会長、
学校給食課長、センター事業係長、栄養士

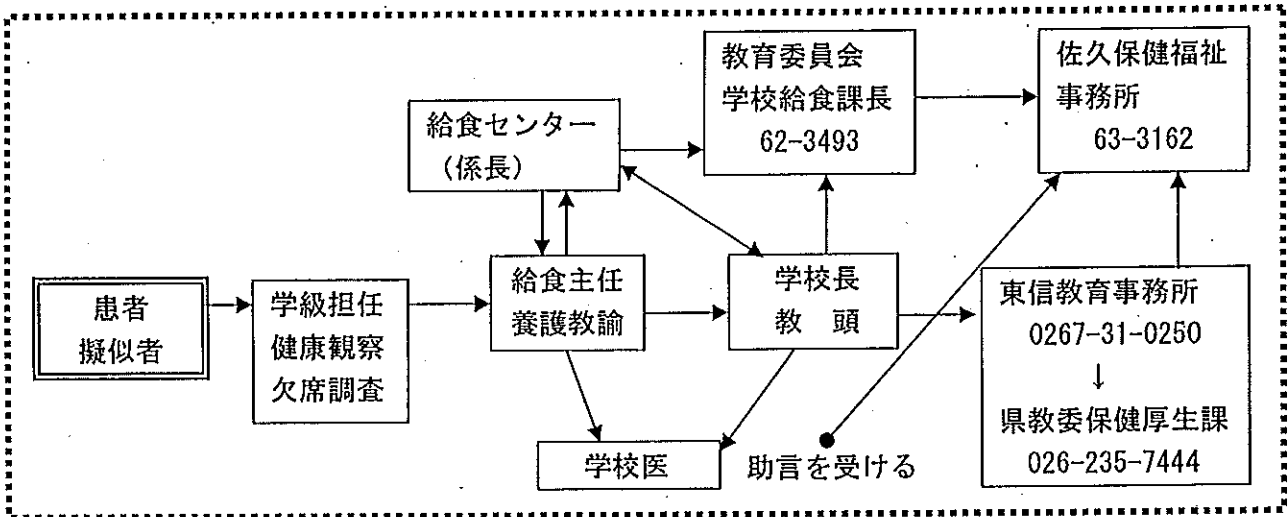
3 衛生管理

- ① 浅科給食センターにおける衛生管理の重点
 - ・ 作業工程における汚染区域、非汚染区域での調理作業の区別
 - ・ 場内のドライ運用(できる限り)
 - ・ 調理過程での温度、時間等の記録
- ② 配送校にお願いしていること
 - ・ 児童生徒の給食当番日常点検表の記録
 - ・ 検食簿の記入
 - ・ 直送品の検収と適切な保管(牛乳、パン、ソフト麺、デザート)
- ③ 事故発生時の連絡、対応

4 食に関する指導

- ① 配布物 毎日の献立紹介(きょうのひとこと)、予定献立表、給食だより
- ② 学校訪問 給食週間での食に関する話、教室訪問
- ③ 学校保健委員会
- ④ 食物アレルギーアンケート
- ⑤ 給食、食生活アンケート
- ⑥ PTA試食会

1 児童・生徒に給食が原因と思われる体調不良者がでた場合
《連絡体制》



《対処方法》

- ① 健康観察等により感染症や食中毒のような疑わしい症状のある児童・生徒があるときは
学級担任 → 給食主任・養護教諭 → 教頭 → 学校長 → 給食センター・係長 → 課長
- ② 係長（以下 係長が不在の場合は、栄養教諭等または調理主任）は、課長に報告し、他の
配送校の状況を把握するとともに、課長と対応を協議する。
- ③ 報告を受けた課長は、関係機関と対応を協議する。
 - ・ 校医もしくは保健福祉事務所の指導により給食の可否を決定する。
 - ・ 保護者に対しては教育委員会や佐久保健福祉事務所の指示に基づき、感染症または食中毒の
（疑いがある）事実、児童・生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いを速やか
に連絡する。その際、個人のプライバシーなどの人権に対する侵害が生じないように配慮する。

5月28日（月）

きょうのこんだて

ごはん

ぎゅうにゅう

レタスのみそしる

さわらのさいきょうやき

ごもくきんぴら

ミニトマト

きょうのひとこと

レタスのシャキシャキ感が、すこしでもたくさん残るよう
に気をつけてみそ汁を作りました。レタスを一番たくさん
作っているのは長野県の佐久地域です。川上村や南牧村が
有名ですが、佐久市でもたくさん作られています。太陽の
光を浴びると葉がしんなりしてしまうので、農家の人は朝
早くから収穫するのだそうです。大切に作った野菜を少し
でもおいしい状態で食べてもらおうという気持ち、ありが
たいですね。感謝していただきましょう。